

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

法令名	計量法	根拠条項	資料番号	5	担当課	産業政策課
			法第52条 第4項	不利益処分の種類	販売事業者への措置命令	
(措置命令) 法第52条 経済産業大臣は、経済産業省令で、前条第1項の政令で定める特定計量器の販売に当たりその販売の事業を行う者(以下この条において「販売事業者」という。)が遵守すべき事項を定めることができる。 2 都道府県知事は、販売事業者が前項の通商産業省令で定める事項を遵守しないため、当該特定計量器に係る適正な計量の実施の確保に支障を生じていると認めるときは、当該販売事業者に対し、これを遵守すべきことを勧告することができる。 3 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。 4 都道府県知事は、第1項の通商産業省令で定める事項を遵守しないため第2項の規定による勧告を受けた販売事業者が、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。						
遵守事項						
施行規則第19条 法第52条第1項の経済産業省令で定める販売事業者が遵守すべき事項は、次のとおりとする。 一 届出に係る特定計量器の性能及び使用の方法、当該特定計量器に係る法の規制その他の当該特定計量器に係る適正な計量の実施のために必要な知識の習得に努めること。 二 届出に係る特定計量器を購入する者に対し、適正な計量の実施のために必要な事項を説明すること。						